発行所　北津軽郡五所川原町
五所川原町役場
電話（二八番 一二八番 三二九番）
発行兼編集人　庶務課廣報係
印刷所　陸奥印刷株式会社

我が町の人口

（六月三十日現在）

人口	一三、二七三
世帯数	二、六四三

参議院議員（地方区）補欠選挙

七月三十日施行

町民の皆さん、来る七月三十日は本縣において、参議院議員地方区選出の補欠選挙がおこなわれる日であります。

この選挙は昭和二十五年六月四日におこなわれました本縣選出議員の任期六年の議員が死亡したため欠員が生じたので、これを補充するために補欠選挙をおこなうもので、今後任期があと二年十カ月あるのであります。私達国民の代表者として国政に参與してもらうため最も立派な責任のもてる人を国会に送るように努めなければならないのであります。左に二、三心得て頂かなければならないことを申上げます。

（1）来る七月三十日の選挙から、第一投票所及び開票所を左記の通り変更いたします。選挙民は従来通り御出下さい。

（旧）第一投票所及び開票所（五所川原小学校）を

（新）五所川原町公会堂に変更する。

但し立会演説会は五所川原小学校にいたします。

今回の立会演説会は七月二十三日午後七時からでありますから、多数御来聴を願います。

（第二投票原である縣立五所川原高等学校は従来通とし、変更いたしません）

（2）今回の補欠選挙は、選挙民はどれだけ選挙に歓心を持つか、政治知識がどの程度に昻まつてるかを比較される大切な選挙と思はれますから、万止むを得ない事故者を除き全員投票をお願ひいたします。何卒自らの権利をムザムザ放棄せぬよう、しかも公正明朗な選挙をおこなうよういたしましょう

（3）投票時間は『午前七時から午後六時まで』となつて居ります。

第二投票所（縣立五所川原高等学校）に御出の方は上草履持参は結構であります。

（4）不在者投票はすでに開始されて居ります。不在者投票の出来る人は、縣選挙管理委員会が指定した病院に入院中の病人、又は職務、業務等の用事で自分の居住地の郡市の区域外に出張、旅行、滞在となつて居ります。但し今回の選挙は七月二十九日までにその手続を終い投票をすることになつて居ります。

その他不明の点は、成るべく早目に当委員会に御出下さい。

納税貯蓄組合結成さる

納税貯蓄組合法にもとづき、今般寺町、岩木町組合員八十一名六月十八日、上平井町組合員五十名六月二十七日、敷島町組合員四十五名七月四日設立され組合長、仝副組合長に各々左の如く決定した。

寺町、岩木町納税貯蓄組合	組合長	神　武
	副組合長	田中文蔵
	〃	三上善蔵
上平井町〃	組合長	秋元久吉
	副組合長	小田川運吉
	〃	氣田勝治
敷島町〃	組合長	大邑興一郎
	副組合長	田辺健造
	〃	葛西翠

九州地方水害義捐金募集

今回九州地方の水害は六十一年振りという豪雨に見舞われ、被害者の困窮状態は測り知れないものがあり洵に同情の念に堪えない次第であります。

この際縣の指示もありますが、当町として先年大火に救援を受けた温情に酬いり、同胞相愛の精神をもつて速やかに應分の義捐金を贈りたい趣旨から、左記要領により町民各位に御協力を求め水害義捐金を募り現地の被災者え贈ることになりましたから、御迷惑様ながら御賛同くだされたく、募金委員が御伺い致しますから、何卒應分の御醵出を御願い申上げます

記

一、義捐金は一口金拾円以上とする

水難から幼い生命を守りましょう

これからだんだん暖かくなつてまいります『川』や『堰』に落ちて死んだ子供が数人あります幼い生命ほ可愛い子供の事故防止に充分御注意下さい。

町税は納期内に必ず納めましょう

◉水道給水使用料の改正

六月一日より五所川原町水道給水使用料を左の通り改正。

記

一、普通専用栓（計量制）

（イ）家事用	基本料金	一ヶ月	拾立方米まで	一金百円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 拾五円
（ロ）営業用	基本料金	〃	貳拾立方米まで	〃 參百五十円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 貳拾円
営業用の内 湯屋業	基本料金	〃	貳百立方米まで	〃 壹千五百円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 拾円
（ハ）團体用	基本料金	〃	貳拾立方米まで	〃 貳百貳拾円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 拾五円
（ニ）工業用	基本料金	〃	百立方米まで	〃 壹千円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 拾五円
（ホ）庭園用	基本料金	〃	拾立方米まで	〃 八拾円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 拾五円
（ヘ）共用栓	基本料金	〃	拾立方米まで	〃 八拾円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 拾五円
第八條第三項に該当するもの（共用栓）	基本料金	〃	拾立方米まで	〃 壹百円
	超過料金	〃	一立方米増毎	〃 拾五円

二、放任専用栓（定額制）

（イ）家事用	基本料金	一ヶ月	六人まで	一金壹百貳拾円
	超過料金	〃	一人増毎	〃 貳拾円
（ロ）聯合用	基本料金	〃	六人まで	〃 九拾円
	超過料金	〃	一人増毎	〃 貳拾円
（ハ）共用栓	基本料金	〃	六人まで	〃 九拾円

三、その他使用料

（イ）増加支栓	一ヶ月一ヶ所毎	一金貳拾円
（ロ）浴漕	一ヶ月一ヶ所毎	〃 六拾円
（ハ）牛馬	一ヶ月一頭につき	〃 參拾円

（註）水道使用者は必ず届出の上使用の事。又移動の場合も必ず水道課に届けて下さい。

専用栓とは家庭引込栓、聯合栓とは専用栓を使用する借家等、共用栓とは外に在る共同栓をいう。

使用料は納期までに必ず納めて下さい。滞納者には條例にもとずいて給水停止いたしますから御知らせ致します。

（共用栓は一個人の場合と云い共同の栓を給水停止する）

町議会の動き

（六月中）

町議会事務局

定例町議会（六月三十日）

△町議会議長選挙の件　動議　決定

投票総数	二十三票
当選　飛島浩三	二十一票
三上克比	一票
小島誠三	一票

△町議会副議長選挙の件　動議　決定

投票総数	二十三票
当選　秋元久吉	十三票
菊池清助	九票
三上克比	一票

△専決処分報告の件
公営住宅建設事業費起債金額五拾万円　承認

△専決処分報告の件
国民健康保険病院建設事業費起債金額參百万円　承認

△人権擁護委員候補者推薦の件
鈴樹忠直
釜萢銀三　承認

△固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める件
佐々木養吉　決定

△寄附採納の件
田町ポンプ置場
寄附者代表　田町、栄町火防衛生組合　柿崎円三　可決

△寄附採納の件
書籍（古本）二八六冊
寄附者代表　五所川原町青年團　佐々木栄造　可決

△五所川原町水道給水條例中改正條例の件
昭和二十八年六月一日より改正　可決

△五所川原町税條例中改正條例の件　可決

（1）固定資産税の納期

第三期	九月一日から同月三十日まで
第四期	十一月一日から同月三十日まで

（2）水利地益税の納期

全期	五月一日から同月三十一日まで

（昭和二十九年度より施行）

（3）国民健康保険税

課税額『壹万五千円』を『參万円』に改める

納期

第一期	七月一日から同月三十一日まで
第二期	八月一日から同月三十一日まで

△五所川原町消防團條例中改正條例の件
班長『二十六名』を『三十名』改める
消防員『一九四名』を『一九〇名』に改める　可決

△昭和二十八年度五所川原町歳入歳出追加更正予算の件　可決

小作地の所有状況を調査

農地改革の結果、小作地は昔にくらべると非常に少くなりましたが、今後もあらゆる機会をとらいて小作地を自作地にするとともに小作地の増加を防がなければなりません。

このために毎年八月一日現在で小作地の所有状況を一筆々々について洩れなく調査することが農地法に定められております。

農地法が守られているかどうかについての定期検査です。本年はその第一回が行われます。

この調査はどうして行うか

この調査は本年の八月一日現在でを農地貸してゐる人及び借りて耕作してゐる人、すべてについて行います。この調査は、農業委員会が行いその結果を農業委員会の事務所で縦覧します。縦覧する目的は、できるだけ多くの人々に見てもらつて調査の正確をはかることにあります。

この調査をただお座なりの調査に終らせないで、農地法の精神を農民一人一人に徹底的に理解してもらつて、その協力の下に完全な調査が行われるようにして下さい。

農業委員会

◇訂正

前号町報一面赤十字募金の記事中『中平井町『六、七八五円』』とあるは『三、九〇〇円』の誤り、下平井町『三、九〇〇円』とあるは『六、七八五円』の誤りにつき訂正

駅大町通り＝幹橋迄

コンクリート舗装実施

駅…ロータリ間と、大町…乾橋間のコンクリート舗装工事は八月上旬頃より実施される予定ですから、水道栓の位置変更又は新設したい御家庭では、至急水道課に申込んで下さい

学校人事異動

五月二十五日付　櫻庭典人
中学校助教諭を命ずる

六月一日付　工藤弘子
小学校給仕を命ずる

夏の伝染病予防

食事の前には必ず手を洗いましょう

傳染病の流行期となりました。恐しい赤痢が六月末日で縣下九四件発生して居ります。これも私達の心掛けしだいで驅逐することが出來ます。縣下一齊に七月六日…七月十三日まで赤痢の予防週間を実施し、次のことがらを実行し、傳染病の発生防止に努めて居りますから特に次の事項に御注意願います。

一、食事前と使用後は必ずクレゾール液で手を洗うこと。

二、蠅や鼠は傳染病の媒介をしますから徹底的に驅除すること。

三、下痢、高熱等があつた時は早く医師の診断を受けること。

四、夏期は飲食物が腐敗しやすいから、煮燒したものでも、ふるくなつたり、又味が少しでも変だと思つたら食べないこと。

五、暴飲暴食は身體をこわすもとです。

六、井戸水は年に一度は檢査を受けましよう。

◉赤痢の症状

（1）『さむけ』がして、だるくなり発熱してくる、熱は三七…三八度のことが多い。

（2）数時間の中お腹が氣持ち悪くなり、吐氣や嘔吐ついで下痢がはじまつてくる。

（3）下痢がはじまると、仙痛様の腹痛がおきてきて、それがだんだん強くなつてくるとともに下痢、つぎにピカピカした粘液がまじりつ、二日の後には血液がまじつてくる。この時期になると腹しぶりがはげしくなり、用便後またすぐ便意を催してくる。

◉コドモの疫痢

（1）いままで元氣で遊んでいた子供が、急に元氣がなくなりグッタリしてきます。

（2）顔色が蒼白く、手足が冷いのに、熱が急に高くなり、三八…四〇度にも昇つてくる。

（3）そして数時間の間に吐氣や嘔吐があり、意識がボンヤリして、ウトウトしてきて、やがてうわ言をいつたり、ひきつけが起きたりする。

（4）便は初め軟便が二…三回あつて、不消化便ですが次第に水様便となり、やがて粘液まじえ、クサミの甚しい緑色便をみるようになつてくる。

赤痢、疫痢患者が年々ふえて居りますから病氣にならないよう一人一人が充分健康に注意しましよう。

警告

ホリドール等パラチオン剤の取扱

ホリドール等パラチオン剤は、人畜に多大の害を與いていることは既に新聞紙上その他で御承知のことと思いますが、ホリドール等を散布するためには、左の標識をしなければならないことになつてゐますから、林檎園あるいは水田等に標識のある場所へは近づかぬようにして下さい。また害虫防除のために使用する農家の方は、事前に町役場へ申出て指導員の指導を受けるようにして下さい。

記

1、使用制限…パラチオン剤は森林と農作物の害虫防除以外には使用してはなりません。

2、公示連絡…防除実施にあたつては必ず実施しなければならない事項は次の通りです。

イ、防除実施四日前までに、指導員（町役場）に申出なければなりません。

ロ、防除実施直前次のような標示をしなければなりません。

1　圃場の眞中に高く遠くから見えるように赤旗（赤い布地に黒字又は白字）を立てる

2　圃場入口に紙をはつた立札

3　長さ20…30糎位の赤い切れを一間おきに、散布した所とない所の境の所につける（水田の時は棒につけたてる）

ハ、これらの標示は散布後二週間位してからとりさる。

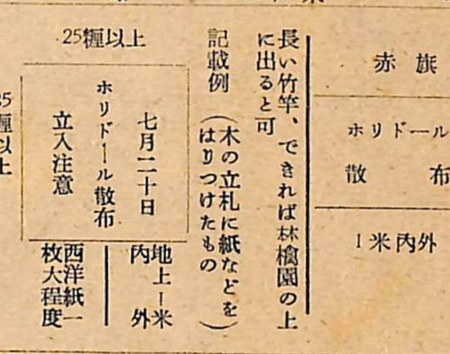

住民登錄の届出を励行しましよう

（一周年記念）

昨年七月一日に住民登錄制度が実施されてここに満一周年を迎えたのであります。

今更申し上げるまでもなく、この登錄制度は市町村住民全部を登錄して、その住民関係を公証し、日常生活の利便をはかると共に、常時人口動態を把握して、選挙、配給、入学予防接種、徵税など、各種行政事務の適正簡易な処理に資することを目的としているのであります。

住民登錄は、皆さんの生活に直結していることばかりでありますから次の届出を間違いなく励行して頂くよう深く望む次第であります。

（一）轉入届

新しく当町の区域内に住所を定めた場合は住所を定めた日から十四日以内に転入届をしなければなりません。

（二）転居届

当町内で住所を変更した場合は新しい住所を定めた日から十四日以内に転居届をしなければなりません。

（三）変更届

世帯の構成に変更があつた場合は変更の生じた日から十四日以内に変更届をしなければなりません。

（一）転入、（二）転居、（三）変更等の届出は正常な理由なく期間内に届出をしない場合は五百円以下の過料に処せられることがあります。

『明るい生活は先づ住民登錄から』

住民登録実態調査

当町としては七月五日より七月末日までに住民登錄の実態調査を毎戸に調査致して居りますから調査員に何分御協力願います。

◇調査することがら

一、居住していても、未だ住民登錄をしていない人はないか。

二、住民登錄はしているが、現在いない人はないか。

三、住所や世帯の構成に、異動変更があつても、未だ届出をしていない人はないか。

四、住民票の記載内容が、完全にできていない人の調査。

五、住民票の記載内容が事実に反することを疑うに足りる理由のある人の調査。

これを機会に私共は一人残らず住民登錄を励行して明るい生活をいたしましよう。

「成田山の鐘」

福士貞蔵

弘前在悪戸村の野原に苫小屋の一軒家があつた。此処にセンという年頃の娘があつた。日頃肌身を離さぬ観音様から『明日は目出たい事があるぞ』と靈夢を蒙つた。果して翌日侍ではない。利口なセンは今日は殿水を請う者はあつた。見ると普通の様が鷹狩にお出かけの筈であるから此方はテッキリ殿様であろう。吾々のふだん唇をつけた碗では勿体ないと思つて、ワザと縁を欠いて水を上げた。情張殿の信義公は其の心ばせを感じ、つぐつぐ娘を見たが、身はボロであるが、天のなせる美質は覆うべくもない。

其の機智といひ、氣品といへ、只者の娘であるまいと思つて、其の由緒を尋ねたら、上方の浪人齊吉甚五兵衛の成り果で、今日も獵に出ている、私はセンという不束な者であると申上げた。やがてお召に預り、センは所謂玉の輿に乗つた。是れ即ち有名な悪戸御前である。

父も百石に召抱えられ、其の子孫は廢藩当時まで連綿と栄え、五所川原最後の御蔵奉行齊藤正則は其の後裔である。悪戸御前は賢婦人で、氣に喰わぬ者をどしどし手討にした癇積持の殿様を巧に執成して、死を免がれしめた者は多くあつたという。

情張殿は幕府のお叱りを受け、明暦元年（二九八年前）十一月廿五日罪を謝して自裁した。行年三十七才。悪戸御前は亡君菩提の爲め、万治元年京都へ梵鐘を注文し、報恩寺へ寄進した。大正年中誤つて落ちシビ割したのを、昭和三年成田山大善院で之を讓り受けた。如何にシビ割がしても歴史的名鐘で、当町名物の一ッであつたのに、同十八年金屬回集の際之を提供した。

二次町税滞納整理月間

自7月1日…至7月31日

① 未納の税金は早く完納しましよう。

② 滞納者には不本意乍ら財産差押処分を執行しなければならないことになりますが　お互い気まづい思いを避けるため速かに完納しましよう。

戸籍の窓

（六月分）

出生　28件

死亡　6件

△出生

氏名	続柄	名	町
喜久川幸一	長男	幸雄	元町
尾崎武三	長女	和子	布屋町
工藤徳治	長男	英範	鎌谷町
中野武一	二女	惠美子	元町
三橋啓一郎	二男	愛彦	柏原町
赤平勝美	三女	美雪	岩木町
瓜田武雄	四女	厚子	旭町
工藤 左門彌ェ	三女	信子	中平井町
藤井孝子	長男	彰	布屋町
宮本徳一	女	知枝	下平井町
櫻庭毅一	長男	裕巳	旭町
高松誠造	二女	美幸	東町
岩見鉄雄	四男	誠逸	川端町
齊藤松太郎	二男	誠悦	元町
神武雄	長女	洋子	寺町
猪ノ口秉三郎	五女	紀子	鎌谷町
西村幸治	長男	祐一	雛田
片山彌吉郎	三男	博	元町
成田柾一	二女	弘子	柳町
齊藤良雄	四女	五百子	栄町
鄭浦蒜鈊	二男	成	田町
角谷毅勝	二女	光代	柏原町
石井章助	長女	美智子	大町
増田長五郎	四男	正光	柳町
松本喜三郎	二女	麻津子	新宮町
三国谷正直	長男	英俊	川端町
長内助	三男	利樹	柏原町
小原亮	二男	享	敷島町

▲死亡

氏名	続柄	名（年齢）	町
飛嶋やさ		（78）	敷島町
大溝松一	養女	桂子（4）	上平井町
春藤キセ		（27）	下平井町
一戸正一	長女	眞理子（4）	田町
澁谷くに		（56）	中平井町
百澤西松		（80）	大町

塵芥運搬予定表

（自七月二十一日　至八月十八日）

七月
廿一日（布屋町 彌生町）
廿二日（鎌谷町 柳町）
廿三日（川端町 岩木町）
廿四日（川端町 岩木町）
廿五日（寺町）
廿七日（大町）
廿八日（大町）
廿九日（旭町）
三十日（旭町）
卅一日（敷島町）

八月
一日（敷島町）
三日（下平井町 中平井町）
四日（上平井町）
五日（上平井町 柏原町）
六日七日八日（幾島町 新宮町）
十日（錦街）
十一日（錦街）
十二日（更生町）
十三日（更生町 元町）
十四日（栄町 田町）
十五日（新町 本町）
十六日（本町 東町）
十七日（布屋町）
十八日（布屋町 彌生町）
（鎌谷町 柳町）
（岩木町 川端町）

備考　都合により運搬予定を変更することがあります